

生物多様性・COP10 とは

生物多様性条約について

「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」は、ラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保全の取組みだけでは生物多様性の保全を図ることができないとの認識から、新たな包括的な枠組みとして提案されました。



国連環境開発会議(地球サミット)に先立つ1992年5月22日に採択され、リオデジャネイロ(ブラジル)で開催された同サミットにおいて署名開放されました。翌1993年12月29日に発効し、2009年10月末現在、192の国と地域がこの条約を締結しています。

日本も1993年5月に締結しています。

条約の3つの目的

- 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- 生物資源を持続可能であるように利用すること
- 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること

条約の締約国に対しては、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ衡平な配分を求めています。

また、第6条では、生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家戦略の策定を求めており、日本においても1995年10月に最初の国家戦略が、2007年11月には「第3次生物多様性国家戦略」が閣議決定されています。



さらに、生物多様性条約に関連して、生物多様性に悪影響を及ぼすおそれのあるバイオテクノロジーによって改変された生物の移送、取り扱い、利用の手続き等について定めた、カルタヘナ議定書が採択されています。

カルタヘナ議定書とは

生態系のバランスを崩さないよう、人為的に作られた新しい生物(遺伝子組み換え農作物、微生物など)の国境を越える移動に関して一定の規制が必要であると、環境へ導入する場合の適切な管理や評価制度の整備について国際的な枠組みを導入した決議。1995年のCOP2(ジャカルタ)で合意され、1999年コロンビアのカルタヘナで開催された特別締約国会議で討議され、2003年に発効。2009年10月末現在156の国と地域が加盟している。